

第 4 章 付 属 機 関 等

つがる西北五広域連合介護認定審査会の運営に関する規則

平成 11 年 10 月 18 日

規 則 第 9 号

改正 平成 12 年 10 月 30 日

規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つがる西北五広域連合介護認定審査会委員定数条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、つがる西北五広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(合議体)

第 2 条 認定審査会に介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）

第 9 条第 1 項に規定する合議体（以下「合議体」という。）を置く。

2 合議体は、その数を 30 以内とする。

3 令第 9 条第 3 項の規定に基づき、合議体を構成する委員の定数は、5 人以内とする。

(平成 12 規則 2・一部改正)

(合議体の招集)

第 3 条 合議体の招集は、会長がこれを行う。

(合議体の長の職務代理者)

第 4 条 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

2 合議体の長及びその職務代理者の双方とも、所属する合議体の会議に出席できないときは、出席した委員の互選により合議体の長の職務を代行する者を臨時に定めた上で会議を行う。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。